

佐賀県選挙管理委員会告示33号

公職選挙法事務規程（平成12年佐賀県選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成25年7月4日

佐賀県選挙管理委員会委員長 松 尾 紀 男

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の報告）</p> <p>第66条 選挙長は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者に関し、次に掲げる事項を、遅滞なく、県委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第86条第1項から第3項まで又は第8項の規定による届出を受理したときは、その年月日及び時刻、候補者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業（推薦届出の場合においては、併せて推薦届出人の氏名、住所及び生年月日）並びに候補者届出政党の名称又は候補者の所属する政党その他の政治団体の名称</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>（参議院選挙区選出議員、県議会議員又は県知事の選挙における公職の候補者の報告）</p> <p>第67条 選挙長は、参議院選挙区選出議員、県議会議員又は県知事の選挙における公職の候補者に関し、次に掲げる事項を、遅滞なく、県委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出を受理したときは、その年月日及び時刻並びに公職の候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業及び所属する政党その他の政治団体の名称（推薦届出の場合においては、併せて推薦届出人の氏名、住所及び生年月日）</p>	<p>（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の報告）</p> <p>第66条 選挙長は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者に関し、次に掲げる事項を、遅滞なく、県委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第86条第1項から第3項まで又は第8項の規定による届出を受理したときは、その年月日及び時刻、候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、<u>職業及び一のウェブサイト等のアドレス</u>（推薦届出の場合においては、併せて推薦届出人の氏名、住所及び生年月日）並びに候補者届出政党の名称又は候補者の所属する政党その他の政治団体の名称</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>（参議院選挙区選出議員、県議会議員又は県知事の選挙における公職の候補者の報告）</p> <p>第67条 選挙長は、参議院選挙区選出議員、県議会議員又は県知事の選挙における公職の候補者に関し、次に掲げる事項を、遅滞なく、県委員会に報告しなければならない。</p> <p>(1) 法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による届出を受理したときは、その年月日及び時刻並びに公職の候補者の氏名、本籍、住所、生年月日、職業、<u>所属する政党その他の政治団体の名称及び一のウェブサイト等のアドレス</u>（推薦届出の場合においては、併せて推薦届出人の氏名、住所及び生年月日）</p>

改正前	改正後
(2)～(7) 略	(2)～(7) 略

附 則

この告示は、公布の日から施行する。